

火災により発生した罹災ごみの処理について

エコイトやつしろ（八代市環境センター）では、火災により発生した一般廃棄物は搬入手数料を減免して受入れることができます。

ただし、産業廃棄物に該当するものや資材・建材物、エコイトやつしろの搬入基準に適合しないもの、灰または炭の状態のものは受け入れができません。

搬入手数料の減免を受けるためには、以下の手続きが必要です。

1. 循環社会推進課への事前協議・減免申請の説明

循環社会推進課へ事前にご相談ください。（代理者可）

よろしければ搬入する品物の写真をご持参ください。

※搬入する品物、搬入量、搬入日時、搬入方法等を確認させていただきます。

受入れの可否が確認できましたら、一般廃棄物処理手数料減免申請書をお渡しします。

【注意事項】エコイトやつしろへの持ち込みは、罹災者自らの搬入か、一般廃棄物収集運搬許可業者（有料/罹災者負担）に依頼しての搬入に限ります。

八代市のホームページ「一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧」でご確認ください。

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00314591/index.html>

2. 罹災証明書の発行

消防署にて罹災証明書発行の手続きを行ってください。

※有効期限は、罹災日より起算して3ヶ月以内のもの

（現場検証などにより3ヶ月以内に持ち込みができない場合は事前にご相談ください。）

3. 罹災ごみの搬入

エコイトやつしろに搬入する際は、罹災証明書又は罹災証明書の写しと一般廃棄物処理手数料減免申請書（必要事項を記入したもの）を持参し、計量受付時に『罹災ごみである』旨を伝えてください。

管理棟窓口にて一般廃棄物処理手数料減免申請書を提示してください。

（搬入が複数回ある場合も、その都度一般廃棄物処理手数料減免申請書の提出が必要です。）

4. 搬入物の確認

搬入できる品物かを窓口で改めて確認を行ない、写真を撮らせていただきます。

5. 荷降ろし

各置場にご自身で荷降ろしをお願いします。

（原則、指定された場所へ手降ろしをしていただきます。）

【受入場所】 エコイトやつしろ （八代市環境センター）
八代市港町299番地
Tel 0965-32-4675（循環社会推進課）

【受入時間】 平日 午前8:30～11:30 午後1:00～4:30 ※祝日は休みです
土曜日 午前8:30～11:30 ※祝日は休みです

【搬入する際に必要なもの】

- ・本人確認ができるもの（自動車運転免許証等）
- ・罹災証明書 又は 罹災証明書の写し

搬入する際の注意事項

- ・完全に消火されていることを確認してください。
- ・最大積載量 2 t 以下の車両で搬入してください。
- ・種類ごとに分別をし、燃えるごみは中身が確認できる袋等で持ち込んでください。
- ・灰、炭の状態の品物は受入れができません。
- ・財産を誤って処分したり、車両を傷つける恐れがある為、荷降ろしは搬入者自身でお願いします。
- ・搬入基準に適合しないもの、処理困難物、産業廃棄物は持ち帰っていただきます。
搬入できないと判断したものは、廃棄物処理業者、解体業者等へ処分を依頼してください。
(費用は罹災者の負担になります)

搬入できるもの

- ・畳 ※50cm 四方以下に切断して持ち込んでください
- ・家具 (たんす、棚、テーブル、椅子、ベッド、ソファ 等)
- ・紙類
- ・衣類
- ・家電製品
- ・ガラス、陶磁器類
- ・缶類
- ・プラスチック製品
- ・布団、カーペット類

等

搬入できないもの

- ・燃え殻 (灰、炭)
- ・建築廃材
(木材、床材、がれき、スレート、コンクリート、レンガ、タイル、石膏ボード、鉄骨、物置、断熱材 等)
- ・店舗・事業所・工場から発生する産業廃棄物
- ・ガスボンベ
- ・耐火金庫
- ・ピアノ
- ・塩ビ製品 (塩ビ管、雨どい、波板 等)
- ・バッテリー
- ・タイヤ
- ・浴槽
- ・便器
- ・土、石、砂
- ・消火器
- ・家電リサイクル対象 4 品目【テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン】

等

※この他にも搬入できないと判断した物は、廃棄物処理業者、解体業者等へ処分を依頼してください。
(費用は罹災者の負担になります)